

消費者

ネットで探した民間の相談窓口に注意



Aさんは深夜にスマートフォンで無料のアダルトサイトにアクセスしました。「18歳以上ですか」と出てきたので「はい」を押すと、突然「登録完了。入会金12万円を3日以内に払って下さい」という画面が表示されました。慌てたAさんは、インターネットで「消費者センター」と検索し、24時間対応の窓口で電話しました。すると、民間の業者につながり、「契約を取消すには司法書士や弁護士に依頼しなければならぬが、うちなら5万円ですべてあげる」と言われました。

* * *

契約内容の確認画面も出ずに、突然高額な料金を請求される手口をワンクリック請求と言います。このような契約は無効となる可能性があります。アダルトサイト運営業者には決して連絡を取らず、すぐに消費者センターへ相談しましょう。

また、消費者センターの電話番号

をインターネットで調べるときにも注意が必要です。「消費者センター」で検索すると、民間業者の広告と公的機関の情報の見分けがつきにくく、Aさんのように広告欄にある民間の相談窓口で電話する事例が多くなっています。このような窓口は交渉資格がないのに解約交渉をしてあげると言ったり、逆に、交渉を頼んだのに企業調査の契約になっていたりと問題になるケースもあります。

Aさんは公的な消費者センターに相談し、5万円を払わずに、民間の相談窓口への交渉依頼もやめることにしました。

全国共通の消費者ホットライン（188）が開設され、郵便番号などの入力で最寄りの消費者センターへつながります。通話料以外の費用が発生することはありませんのでご利用ください。お困りの際は消費者センターへご相談ください。

■ご相談は消費者センター（メルカつきまち4階、相談専用 ☎829・1234）へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。土・日・祝日も相談できます。